

新潟県県民生活安定緊急対策本部設置要綱

制定実施 昭和 48 年 12 月 22 日

改正 昭和 50 年 3 月 31 日

昭和 53 年 3 月 31 日

昭和 60 年 3 月 31 日

平成 2 年 4 月 1 日

平成 4 年 4 月 1 日

平成 5 年 4 月 1 日

平成 8 年 4 月 1 日

平成 14 年 4 月 1 日

平成 22 年 4 月 1 日

(新潟県県民生活安定緊急対策本部の設置)

第 1 物資の受給等に関し、緊急かつ総合的に対処して、県民生活の安定をはかるため、新潟県県民生活安定緊急対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(構成)

第 2 本部は、本部長及び本部員で構成する。

2 本部長は、県民生活・環境部の事務を分掌する副知事とする。

3 本部員は、知事政策局長、総務管理部長、県民生活・環境部長、福祉保健部長、産業労働観光部長、農林水産部長、農地部長、土木部長、交通政策局長及び警察本部長の職にある者をもって充てる。

(本部長の職務及びその代行)

第 3 本部長は、本部を代表し、本部の事務を総務する。

2 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指定する本部員がその職務を代行する。

(会議)

第 4 本部の会議は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

2 本部長は、必要と認めるときは、協議事項に関係する本部員による会議を招集することができる。

(所掌事務)

第 5 本部は、次の各号に掲げる事項を協議し、決定する。

(1) 物資の需給対策に関する基本的な事項

(2) 国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づく指定物資の価格、在庫量等の調査方針に関する事項

(3) 消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく物資の指定、特別調査等に関する事項

- (4) 国、市町村、関係団体、県地域機関等との連絡調整に関する事項
- (5) その他物資の需給及びこれらに伴う県民生活安定対策に関する事項
(幹事及び幹事会)

第6 本部に幹事を、別表に掲げる課長をもって充てる。

- 2 幹事は幹事会を構成し、本部会議の協議事項について、事前に協議する。
- 3 幹事会は、当該協議事項に関係ある幹事のみで開催することができる。
- 4 幹事会は、幹事以外で当該協議事項に関係ある県職員を出席することができる。
- 5 幹事会は、本部長の命を受けて、県民生活・環境部長の職にある者が主宰する。
(庶務)

第7 本部の庶務は、県民生活・環境部において行う。

(その他)

第8 本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

別表

政策課長、財政課長、税務課長、管財課長、市町村課長、消費者行政課長、福祉保健課長、産業政策課長、農業総務課長、農地管理課長、監理課長、交通政策課長、警察本部生活保安課長